

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく処分に係  
る処分基準

(令和元年7月30日設定)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に基づき以下の処分については、別紙「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)のとおりとする。

- 1 公益法人に対する措置命令(第28条第3項(第29条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る))
- 2 措置命令に従わない場合の公益認定の取消し(第29条第1項第3号(第29条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る))
- 3 認定基準不適合等に伴う公益認定の取消し(第29条第2項第1号及び第2号)